

寝屋川市条例第 号

(仮称) 寝屋川市空き家流通促進税条例 (素案)

(空き家流通促進税)

第1条 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項の規定に基づき、市税として課する普通税として、空き家流通促進税を課する。

2 空き家流通促進税の賦課徴収については、地方税法及びこの条例に定めるもののほか、寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）第1章の規定を適用する。この場合において、同条例第8条第1項中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは寝屋川市空き家流通促進税条例（令和8年寝屋川市条例第号）」とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、地方税法及び寝屋川市税条例において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 住宅のうち、現に人が居住していない状態にあると認められるものをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。
- (3) 家屋割 空き家に係る固定資産税額を課税標準として課する空き家流通促進税をいう。
- (4) 家屋立地割 空き家の単位地積当たり価額に当該空き家の延べ面積を乗じて得た額を課税標準として課する空き家流通促進税をいう。
- (5) 単位地積当たり価額 家屋の敷地の用に供されている土地に係る固定資産税額を当該土地の地積（土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された地積をいう。）で除して得た額をいう。
- (6) 延べ面積 空き家の各階の床面積の合計面積をいう。ただし、空き家が地方税法第341条第12号に規定する区分所有に係る家屋（以下「区分所有に係る家屋」という。）の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律

第69号) 第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。)である場合にあっては、当該区分所有に係る家屋の延べ面積を同法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合によって按分した面積をいう。

(納税義務者等)

第3条 空き家流通促進税は、寝屋川市の区域内に所在する空き家に対し、その所有者(当該空き家に係る固定資産税について地方税法第343条第1項、第2項、第4項及び第5項において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。以下同じ。)に家屋割及び家屋立地割の合算額によって課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる空き家に対しては、空き家流通促進税(第4号に規定する空き家にあっては、所有者又は居住者の死亡の事実が生じた日の属する年の翌年の1月1日(当該事実が生じた日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から3年度分の空き家流通促進税に限る。)を課さない。

- (1) 事業の用に供しているもの又は当該年度の賦課期日から起算して1年を経過する日(規則で定める場合にあっては、規則で定める日)までに事業の用に供することを予定しているもの
- (2) 賃借人の募集又は販売を開始した日(空き家の状態が継続している間に2回以上賃借人を募集し、又は販売する場合にあっては、当該期間において最初に賃借人の募集又は販売を開始した日)から起算して1年を経過していないもの(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 地方税法第348条第1項から第9項まで若しくは第351条又は寝屋川市税条例第71条の規定により固定資産税を課することができないとされ、又は課さないとされているもの
- (4) 所有者が死亡したもの又は居住者が死亡したことにより空き家となったもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、公益上その他の事由により課税を不適当と市長が認めるもの

- 2 空き家の所有者は、その所有する空き家が前項第1号、第2号又は第4号に掲げるものに該当するときは、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、市長に

提出しなければならない。ただし、その必要がないと市長が認める者については、この限りでない。

(課税標準)

第5条 空き家流通促進税の課税標準は、家屋割にあっては当該年度における空き家に係る固定資産税額（空き家が区分所有に係る家屋の専有部分である場合には、地方税法第352条の規定により算定した固定資産税額）とし、家屋立地割にあっては当該年度における空き家の単位地積当たり価額に当該空き家の延べ面積を乗じて得た額とする。

(税率)

第6条 空き家流通促進税の税率は、100分の50とする。

(免税点)

第7条 家屋割及び家屋立地割の課税標準となるべき額が零円である空き家に対しては、空き家流通促進税を課さない。

(納税管理人)

第8条 空き家流通促進税の納税義務者は、地方税法第676条第1項の規定により納税管理人を定める場合においては、寝屋川市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちからこれを定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は寝屋川市の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者を納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る空き家流通促進税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第9条 前条第2項の認定を受けていない納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(賦課期日)

第10条 空き家流通促進税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(納期及び納付額)

第11条 空き家流通促進税の納期は、次のとおりとし、各納期における納付額は、税額の4分の1に相当する額とする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 12月1日から同月25日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるとときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定する期間内において別に納期を定めることができる。

3 空き家流通促進税額が3,900円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該空き家流通促進税の全額を徴収する。

(徴収の方法)

第12条 空き家流通促進税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で特に必要があると認めるものについては、空き家流通促進税を減免することができる。

- (1) 当該空き家につき、震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受け、又は盜難に遭った者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助その他の扶助(葬祭扶助を除く。)を受けている者
- (3) 市長が定める事由により一時的に居住の用に供していない空き家の所有者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特別の事情があると市長が認める者

2 前項の規定により空き家流通促進税の減免を受けようとする者は、納期限ま

でに、規則で定める事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、空き家流通促進税を減免する必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日を賦課期日とする年度分の空き家流通促進税の賦課徴収のために必要な準備行為は、市長の定めるところにより、同日前においても行うことができる。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、空き家流通促進税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。